

青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱

1 目的

この制度は、創業及び前向きな取組を行う県内中小企業者に対し、所要資金の円滑な供給を行うことにより、県内中小企業者の創意ある向上発展を図り、もって、地域経済の活性化や雇用に資することを目的として実施する。

2 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの

(1) 県内で中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む。）事業

- ① スタートアップ創出枠（スタートアップ創出促進保証によるものに限る。）
- ② 創業枠（スタートアップ創出促進保証以外の保証によるものに限る。）

(2) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組（市町村の認定を受けたもの。以下当該取組に係る融資を「空き店舗活用チャレンジ融資」という。）

(3) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業

(4) 特別枠

- ① 新商品等の開発・新分野進出を図る取組
- ② DXを推進する取組・生産性向上を図る事業
- ③ GXを推進する取組
- ④ SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
- ⑤ 賃金引上げに資する取組
- ⑥ 物流の2024年問題の解決への取組
- ⑦ 上記（①～⑥）以外で県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業

(5) 事業承継枠

- ① 存続見通しが見つからない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継するために資金を要するもの
- ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内の者を含む）
- ③ 事業承継特別保証を利用するもの
- ④ 事業承継特別保証を利用し、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの
- ⑤ 経営承継借換関連保証を利用するもの

(6) 金融機関提案枠

地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業

3 融資条件

(1) 資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率

融資対象 (※3～6)	資金使途 (※9、10)	融資限度額 (※2)	融資期間（うち据置期間）	融資利率 (※7、8)
2(1)①	運転資金 設備資金	1億円	10年以内（1年以内）	年1.1% 優遇利率あり（※1）
2(1)②		（うち2(1)①は 3千5百万円）	運転10年以内（2年以内）	
2(2)		1億円	設備15年以内（3年以内）	
2(3)		1億円		
2(4)①～⑦		2億8千万円		
2(5)①②		1億円		取扱金融機関所定利率 から年0.8%引き下げ た利率（ただし、下限 を年1.6%とする。）
2(5)③④				
2(5)⑤		1億円	10年以内（1年以内）	
2(6)			1億円	運転10年以内（2年以内） 設備15年以内（3年以内）

(※1) 2(1)①及び②について、女性、U I J ターンによる創業の場合は年0.9%とする。

2(1)①及び②について、創業支援事業計画に基づいて県内市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる者については、年1.0%とする。

2(1)～(4)について、三者連携協定（21あおもり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、青森県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。））に関する融資を受けるものについては、年1.0%とする。

(※2) 2(1)①及び②は合計で1億円まで（2(1)①は3千5百万円まで）、2(4)①～⑦は合計で2億8千万円まで、2(5)①～④は合計で1億円までとし、その他はそれぞれ別枠とする。

(※3) 2(1)①及び②においてU I J ターンによる創業とは県内で創業するもので、県外から県内に住所を変更後3年を経過しない期間内に融資を申し込むものをいう。

(※4) 2(1)①において、申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していることを要する。

(※5) 2(4)⑤については、1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画（以下「賃金引上げ計画書」という。）を作成するものをいう。

(※6) 2(4)⑥については、業務効率化を図るものをいう。

(※7) 空き店舗活用チャレンジ融資については、利子の補助（又は補給）を実施する各市町村が別に定める条件等により、各市町村の予算の範囲内において利子の補助（又は補給）を受けることができる。

(※8) 2(5)において融資を行った金融機関に対して、四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出する場合は、上記利率からさらに年0.5%割引（以下「経営力向上割引」という。）する。この場合、融資利率の下限を年1.1%とする。ただし、償還途中において、別に定める割引適用要件を欠くに至った以降は、経営力向上割引の適用を除外するものとする。

(※9) 2(5)③及び④については、保証人（個人に限る）を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済（借換え）することができる。ただし、ニューマネー（増額借換を含む。）については、信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人に限る。

(※10) 2(5)⑤については、保証人（個人に限る）を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済（借換え）することができる。

(2) 融資形式 手形貸付又は証書貸付（2(1)①の場合は、証書貸付に限る。）

(3) 償還方法 一括払い又は割賦償還（2(1)①の場合は、原則、均等分割返済とする。）

(4) 保証料率 次に定める信用保証料率とする。

ただし、中小企業者である法人が、信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを選択する場合には、本制度要綱で定める所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率とする。

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。ただし、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

イ 2(5)③に該当する場合は、国の全国統一制度の対象とし、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。ただし、金融機関からの借り入れに係る連帯債務を負担する者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

ウ 2(5)④に該当する場合は、国の全国統一制度の対象とし、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

エ 2(5)⑤に該当する場合は、国の全国統一制度の対象とし、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。ただし、金融機関からの借り入れに係る連帯債務を負担する者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

オ 2(5)⑤に該当する場合で、かつ中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は、国の全国統一制度の対象とし、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

カ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定するセーフティネット保証1号～4号及び6号に該当する場合は年0.95%、同保証5号及び7号並びに8号に該当する場合は年0.86%とするなど、特例保証に該当する場合は信用保証協会所定の保証料率を適用する。

キ 創業関連保証を利用する場合は0.85%、国の全国統一制度の対象であるスタートアップ創出促進保証を利用する場合は1.05%（0.85%に0.2%を上乗せ）の料率を適用する。

ク 会計参与設置会社は0.1%割引する。ただし、一括支払契約保証、3(4)ウ及びオを除く。

ケ 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。ただし、保証料補助がある場合は補助割合に関わらず、担保割引は適用しない。

コ 2(1)、(3)、(4)、(5)④及び⑤、(6)により融資を受けた事業者の保証料については、当該年度の「創業・成長産業推進金融対策事業費補助金交付要綱」に定められた計算方法に従い、予算の範囲内において県が信用保証協会に補助する。なお、その際の1円未満の端数は切り捨てる。ただし、補助対象融資額は合わせて5千万円までとする。補助対象に太陽光発電設備の導入に係る事業を含まないものと

する。事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額及び2(1)①に係る保証料の0.2%に相当する額は補助の対象外とする。2(4)④の補助対象は「青森県SDGs取組宣言登録制度」による登録を受けた取組に限るものとする。

サ 保証料の補助（又は補給）を実施する市町村の中小企業者は、コ（県による保証料補助）に加え、各市町村が別に定める条件等により、各市町村の予算の範囲内において保証料の補助（又は補給）を受けることができる。

(5) 保証人及び担保

保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

2(1)①、2(5)③、④及び⑤については、保証人を徴求しない。

担保は、必要に応じて徴求する。

2(1)①については、担保を徴収しない。

4 取扱金融機関

青森県内に本店または支店を有する金融機関のうち、以下の金融機関を指定する。

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

5 融資の手続き

(1) 2(1)～(4)及び(6)により融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、青森県「青森新時代」への架け橋資金事業実施計画書（様式第1号の1（ただし、2(1)①を申し込む場合は、様式第1号の2、2(1)②において、創業関連保証に該当するみなし創業者が申し込む場合は、様式第1号の3））に関係書類を添えて取扱金融機関に提出するとともに、取扱金融機関所定の手続きにより申し込むものとする。また、2(1)①及び②において創業支援事業計画に基づいて県内市町村が設置する創業相談窓口を利用して融資を受ける場合は同意書（様式第2号）、2(4)②の申込者はDX推進事業・生産性向上事業計画書（様式第3号）、2(4)③の申込者はGX推進事業計画書（様式第4号）、2(4)④の申込者はSDGs関連事業計画書（様式第5号）、2(4)⑤の申込者は賃金引上げ計画書（様式第6号）を併せて提出するものとする。

(2) 2(5)①の申込者は青森県「青森新時代」への架け橋資金事業承継概要書（様式第7号①）、2(5)②の申込者は青森県「青森新時代」への架け橋資金事業承継計画書（様式第7号②（ただし、事業承継の計画作成のために要する資金の場合は提出を要しない。））、2(5)③及び④の申込者は事業承継計画書（兼 青森県「青森新時代」への架け橋資金事業承継計画書）（様式第7号③）、2(5)⑤の申込者は中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年省令第22号）様式第6の3の都道府県知事の認定書（申請書の写しを含む）の写し及び認定申請の提出書類の写しに関係書類を添えて取扱金融機関に提出するとともに、取扱金融機関所定の手続きにより申し込むものとする。また、2(5)③及び④の場合は財務要件等確認書（様式第8号）、2(5)③及び④において既往借入金を借り換える場合は借換債務等確認書（様式第9号）、(5)③及び④において既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは他行借換依頼書兼確認書（様式第10号）、2(5)⑤の場合は財務要件等確認書（様式第11号）、2(5)⑤において既往借入金を借り換える場合は借換債務等確認書（様式第12号）、2(5)⑤において既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは他行借換依頼書兼確認書（様式第13号）、2(5)④及び⑤において中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合はガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写しを併せて提出するものとする。

(3) 2(5)による融資申込みにあわせて3(1)の経営力向上割引を申し込む場合は、確認書（様式第14号）を提出するものとする。

(4) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時は、申込者の事業計画等を的確に把握した上

でこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

6 試算表等の提出

3(1)の経営力向上割引の適用を受けた者は、四半期に一度、各四半期の翌月末までに試算表及び資金繰り表を、融資を受けた金融機関に対して提出しなければならない。

7 金融機関の責務及び報告

(1) 2(1)①を融資した金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

(2) 2(1)①を融資した金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

8 報告

信用保証協会会長は、毎月の保証状況について、取扱要領に定めるところにより県に報告するものとする。

9 期中管理

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者が、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

(2) 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

(3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

(4) 取扱金融機関が上記(2)の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

10 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

ただし、金融情勢等を踏まえて、取扱金融機関と協議のうえ、預託を行わないこともできる。

11 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

12 その他

(1) この制度の略称を $\text{\textcircled{R}}$ とする。

(2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。